

平成29年度

保育所地域活動事業補助金

評価表

NO.

18

所管部課名	市民福祉部 子育て支援課		担当者	本 真之介					
事務事業名	特別保育対策促進補助金交付事業費								
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱、地域活動事業補助金交付要領								
補助経過年数	1 1 年以上 1 5 年以下								
平成29年度 予算額	9,100 千円	国県支出金 千円	一般財源 9,100 千円	その他 千円	その他の内容				
	指標名		目標値		目標年度				
成果指標①	利用ニーズに対する受入率 (%)		100%		平成34年度				
成果指標②									
補助対象者	保育所地域活動事業を実施する認定こども園及び保育所で、市長が指定したものとする。								
補助対象経費	保育所地域活動事業補助金は、実施要綱により実施する事業に必要な経費について交付する。								
補助対象事業・活動の内容	1 世代間交流等及び育児講座・育児と仕事両立支援事業 老人福祉施設・介護保険施設等への訪問又は施設や地域のお年寄りを招待し、劇、季節的行事、手作りの玩具製作、伝承遊び等を通じて世代間のふれあい活動を行う。 地域の乳幼児をもつ保護者等に対する育児講座の開催や育児と仕事の両立支援に関する情報提供等を行う。 2 小学校低学年児童の受入れ 小学校低学年児童（1年生から3年生程度）を一時保育の場を活用して5人程度受け入れ、当該児童の適切な処遇、安全の確保等を図る。								
	分類	☐ 運営補助のみ ☒ 事業補助のみ ☐ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他							
補助金額又は補助率	保育所地域活動事業補助金の額は、別表に定める区分に応じた補助基準額と次条に定める経費から寄付金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。								
上記項目の積算方法	1 世代間交流等及び育児講座・育児と仕事両立支援事業 1施設あたり 200,000円 2 小学校低学年児童の受入れ 1施設あたり 500,000円								
補助を受ける事業（団体）等の 経過を去ける年の事業決算状況等の	収入	項目	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	
		自己資金	9,515,088	49.8%	7,650,535	49.3%	7,095,041	48.6%	
		利用料等	9,515,088	49.8%	7,650,535	49.3%	7,095,041	48.6%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		市補助金	9,580,000	50.2%	7,871,000	50.7%	7,505,000	51.4%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（前年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	19,095,088	100.0%	15,521,535	100.0%	14,600,041	100.0%	
	支出	事業費	19,095,088	100.0%	15,521,535	100.0%	7,094,572	48.6%	
		賃金		0.0%		0.0%	7,505,469	51.4%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
				0.0%		0.0%		0.0%	
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%	
		計	19,095,088	100.0%	15,521,535	100.0%	14,600,041	100.0%	
		支出計/前年度支出計				81.3%		94.1%	
		自己資金/前年度自己資金				80.4%		92.7%	
		翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
交付件数			24		20		24		
成果指標の推移①			100%		100%		100%		
成果指標の推移②									
特記すべき事項等	⑤【補助事業以外の事業】市内の社会福祉法人・学校法人等が設置している認可保育所や認定こども園において児童福祉の充実を図っている。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	市内の社会福祉法人・学校法人等が設置している認可保育所や認定こども園で実施する事業であり、実施する園に対し補助を実施し、子育て支援体制と児童福祉の充実を図る。
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	多様化する保育事業に積極的に対応するとともに、地域に開かれた社会資源としての保育所の有する専門的機能を地域住民のために活用することにより、児童の福祉の向上を図ることが目的であり、事業実施団体に対し市の基準内で補助を行う。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	安心して子どもを生み、健やかに育てることのできる地域ぐるみの体制の促進が目標であり、各認可保育所・認定こども園等で実施しており、希望するすべての児童及び保護者が世代間交流や小学校低学年の受入による処遇・安全の確保ができてきている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	各地域の認可保育所・認定こども園で実施することで、保育士による適切な指導・及び各地域との関わりを認識・充実することができる。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	事業実施に当たっては、実質的に市の補助金により運営できている状況であり、児童の処遇安全の確保・保護者の育児相談等を考慮した場合、今後も引き続き補助が必要である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	A	他の保育に対する補助金との関係性を研究し、実施主体に不便が生じなければ、今後、この補助金のあり方を見直すことも検討する。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	市内の社会福祉法人・学校法人等が設置している認可保育所や認定こども園であり、十分公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	各地域の認可保育所・認定こども園で実施することで、保育士による適切な指導・及び各地域との関わりを認識・充実することができるものであり、現在のところ、補助金交付が最も適当な手段と考える。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	補助対象経費は、当該事業実施に係る部分の支出のみとなっており、公費を充てるものとして妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☒見直しの上で継続 ⇒今後の方向性☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☒縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止 〈上記方向の理由〉 他の保育に対する補助金との関係性を研究し、実施主体に不便が生じなければ、今後、この補助金のあり方を見直すことも検討する。	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ ☐高い ☐低い 必要性 ⇒ ☐高い ☐低い 有効性 ⇒ ☐高い ☐低い 適格性・妥当性 ⇒ ☐高い ☐低い
			〈今後の改革の方向性〉 ☐現状のまま継続 ☐見直しの上で継続 ⇒今後の方向 ☐拡大 ☐他の補助金と統合 ☐補助内容の改善 ☐縮小 ☐移管 ☐休止 ☐廃止
	〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉 当該事業における、世代間交流事業については、次年度以降見直し方向で検討し、補助金のスリム化を図る。		〈まとめ〉

地域活動事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる保育所地域活動事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 保育所地域活動事業補助金に係る補助事業等は、薩摩川内市保育所地域活動事業実施要綱（平成18年薩摩川内市告示第120号。以下「実施要綱」という。）の定めるところにより実施するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 保育所地域活動事業補助金の額は、別表に定める区分に応じた補助基準額と次条に定める経費から寄付金及びその他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額とする。

(補助対象経費)

第4条 保育所地域活動事業補助金は、実施要綱により実施する事業に必要な経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 保育所地域活動事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月末日とする。

2 保育所地域活動事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 保育所地域活動所要額明細書（様式第1号）
- (2) 保育所地域活動事業実施計画書（様式第2号）
- (3) 前号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 保育所地域活動事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、保育所地域活動事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 保育所地域活動事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類
- (2) 保育所地域活動事業収支精算明細書（様式第3号）

(3) 保育所地域活動事業実施結果書（様式第4号）

(4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
（補助事業者等の責務）

第8条 保育所地域活動事業補助金の交付を受けた補助事業者等は、本市の児童福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行し、改正後の地域活動事業補助金交付要領の規程は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年5月21日から施行し、改正後の地域活動事業補助金交付要領の規程は、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成26年7月15日から施行し、改正後の地域活動事業補助金交付要領の規程は、平成26年度分の補助金から適用する。

別表（第3条）

事業名	補助基準額 (1か所当たり年額)
1 世代間交流等及び育児講座・育児と仕事両立支援事業	200、000円
2 小学校低学年児童の受入れ	500、000円

様式第1号（第5条関係）

保育所地域活動事業所要額明細書

保育所名 _____

事業名	対象経費			補助基準額④ 円	補助額⑤ ③と④の 少ない額 円
	支出予定額① 円	寄付金その他 収入額 円	差引額 (①－②)＝③円		
合計					⑥

注) ⑥は1、000円未満を切り捨てること。

保育所地域活動事業実施計画書

保育所名 _____

事業名			
事業内容			
事業に要する経費	科 目	所 要 額	左の内訳
	賃 金	円	
	謝 金	円	
	旅 費	円	
	需要費	円	
	役務費	円	
	委託料	円	
	使用料 及び賃借料	円	
	原材料費	円	
	備品購入費	円	
	負担金補助 及び交付金	円	
	合 計	円	

様式第3号（第7条関係）

保育所地域活動事業収支精算明細書

保育所名 _____

事業名	対象経費			補助基準額④ 円	補助額⑤ ③と④の 少ない額 円
	支出額① 円	寄付金その他 収入額 円	差引額 (①－②)＝③円		
合計					⑥

注) ⑥は1、000円未満を切り捨てること。

様式第4号（第7条関係）

保育所地域活動事業実施結果書

保育所名 _____

事業名			
事業内容			
事業に要する経費	科 目	所 要 額	左の内訳
	賃 金	円	
	謝 金	円	
	旅 費	円	
	需要費	円	
	役務費	円	
	委託料	円	
	使用料 及び賃借料	円	
	原材料費	円	
	備品購入費	円	
	負担金補助 及び交付金	円	
	合 計	円	